

●香川県告示第416号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成21年9月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条—第5条・第9条関係）		別表（第2条—第5条・第9条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
1～5 略		1～5 略	
(独占禁止法違反) 6 次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。 (1)・(2) 略	略	(独占禁止法違反) 6 次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。 (1)・(2) 略	略
7 県が発注する物品の買入れ等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	7 県が発注する物品の買入れ等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
8～17 略		8～17 略	

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。